

令和6年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

名古屋市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障害のある児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費などを支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。

対象者 次の1~3のいずれかに該当する方

- 1 特別支援学級の児童生徒
- 2 通級指導教室の児童生徒（3に該当する者以外のもの。交通費(通学費)のみ支給します。）
※県立特別支援学校への通級も対象となります。
- 3 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの（詳細は裏面をご覧ください。）

補助対象の経費

区分	小学校	中学校
① 学校給食費	実費額×1/2	実費額×1/2
② 交通費（通学費）	実費額（注1）	実費額（注1）
③ 交流学習交通費	実費額（注1）	実費額（注1）
④ 修学旅行費	実費額×1/2 (上限10,790円)	実費額×1/2 (上限28,860円)
⑤ 校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費額×1/2 (上限4,452円)	実費額×1/2 (上限4,979円)
⑥ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費額×1/2（上限800円）	実費額×1/2（上限1,155円）
⑦ 学用品・通学用品購入費	5,820円（注2）	11,370円（注2）
⑧ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (1年生のみ)	25,555円（注2）	30,490円（注2）
⑨ オンライン学習通信費 (認定I段階のみ)	実費額×1/2（注3） (上限7,000円)	実費額×1/2（注3） (上限7,000円)

(注1)②③は、認定段階が第Ⅲ段階の場合は、「実費額×1/2」となります。最も経済的な通常の経路と方法により、原則公共交通機関を利用して通学する場合の交通費が対象です。その他事情がある場合はご相談ください。

(注2)⑦⑧は、令和6年度から定額支給に変更しました。領収書の提出は不要です。

(注3)お子さんが通学している学校でタブレット端末等を活用した家庭学習を実施し、通信費、通信機器購入費・レンタル料の負担が生じる世帯が対象です。通信機器購入費・レンタル料の支給に際し、負担していることが分かる書類（契約書等）の提出が必要です。

認定段階の算定基準と補助経費

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により認定段階を決定し、その認定段階により、補助する経費や金額が異なります。認定段階は、年度毎に決定します。

認定段階	算定基準	補助対象の経費
I	所得額が需要額の1.5倍未満	①~⑨
II	所得額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満	①~⑧
III	所得額が需要額の2.5倍以上	②・③

第I・II段階の目安（生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額）

およそ次の所得額です。同じ世帯人数でも年齢構成などにより所得額は異なります。

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の所得額	600万円	700万円	790万円	840万円	930万円
(給与所得者の年収)	(790万円)	(900万円)	(1000万円)	(1050万円)	(1140万円)

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助の方が手厚いため、就学援助の対象となる方は就学援助を申請されることをお勧めします。就学援助の認定をされた場合、原則③交流学習交通費を除き、他の費目は就学援助から支給されます。

通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するもの（おもて面にある対象者の3）の判定基準等

区分	障害の程度 (学校教育法施行令第22条の3の規定による基準)	判定方法	必要書類
視覚障害者	<p>両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの</p> <p>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること</p>	身体障害者手帳の等級が2級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が3~6級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。） (②は身体障害者手帳の等級が3~6級のもののみ必要)
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することができない又は著しく困難な程度のもの		
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1の程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	愛護手帳の療育判定がAのもの	愛護手帳の写し
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記など日常生活における基本的な動作※1が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が1の程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導※2を必要とする程度のもの <p>※1 日常生活における基本的な動作とは、歩行（車いすによる移動は含めない）、筆記をはじめ、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動等のこと</p> <p>※2 常時の医学的観察指導とは、特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること</p>	身体障害者手帳の等級が2級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が3~6級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの	①身体障害者手帳の写し ②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。） (②は身体障害者手帳の等級が3~6級のもののみ必要)
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1又は生活規制※2を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2を必要とする程度のもの <p>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。</p> <p>※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること</p>	左の基準に該当すると医師が診断したもの	医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）

※ 複数の障害がある者については、障害が最も重いもので判断します。

【手続き】

- ★ 特別支援学級と通級指導教室の児童生徒については、6月上旬ごろに申請のご案内をします。
- ★ その他の児童生徒について、受給を希望される場合は、学校にお申し出ください。また、医師の診断書が必要な場合は、学校で必要書類を受け取り、医療機関にお持ちいただいて、診断書の作成を依頼してください。

制度の詳しい内容につきましては、通学先の学校又は名古屋市教育委員会学事課（TEL 972-3217）へお問い合わせください。